

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における特定排出者等を

拡大する規制の影響の事前評価書

1. 政策の名称

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における特定排出者等の拡大

2. 担当部局

経済産業省産業技術環境局環境政策課環境経済室 室長 小見山 康二

電話番号：03-3501-1770 e-mail：meti-santeihokokukohyo@meti.go.jp

環境省地球環境局地球温暖化対策課 課長 土居 健太郎

電話番号：03-5521-8249 e-mail：ghg-santeikohyo@env.go.jp

3. 評価実施時期

平成27年2月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度は、平成18年度以降、公的部門を含めた温室効果ガスの排出者自らが排出量を算定することにより、国民各層にわたる自主的な温暖化対策への取組の基盤作りを進めること、排出量情報を公表・可視化することにより、国民・事業者全般の自主的取組の促進へのインセンティブ・気運を高めることを目的として運用している。

(2) 規制の内容

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）における温室効果ガス算定・報告・公表制度に係る規定について、以下の改正を行う。

- ①事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を報告しなければならない事業者（特定排出者）の要件として、一定の算定方法により算定される三ふっ化窒素の排出量が、CO₂換算で3,000トン以上であることを定める。
- ②法第21条の2第1項の政令で定める規模以上の事業所の要件として、一定の算定方法により算定される三ふっ化窒素の排出量が、CO₂換算で3,000トン以上であることを定める。
- ③三ふっ化窒素の排出量の算定方法として、算定排出量算定期間において製造された三ふっ化窒素の量に排出係数を乗じて得られる量と、当該期間において半導体素子等の製造等において使用された三ふっ化窒素の量に排出係数を乗じて得られる量から適正処理量を控除して得られる量を合算する方法を定める。

(3) 規制の必要性

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 18 号）の施行により、平成 27 年度から温室効果ガスの種類に三ふっ化窒素が追加されることを受け、法改正との整合性を保つために政令における所要の改正を行うものであり、上記目的に照らして必要な措置である。

(4) 法令の名称・関連条項とその内容

[名 称] 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令

[関連条項]

- ・ 特定排出者の要件（第 5 条）
- ・ 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法（第 6 条）

(5) 規制により影響を受ける関係者

- ・ 三ふっ化窒素の製造及び半導体素子等の製造事業者等

5. 想定される代替案

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正との整合性を保つために必要な措置であり、現行の枠組みそのものを変更するものではないため、規制の手法についての代替案は想定されない。

6. 規制の費用

遵守費用	三ふっ化窒素の排出量を算定、報告する特定排出者に対し、算定、報告等を行うための作業コストが発生する。
行政費用	特定排出者から報告を受けた三ふっ化窒素の排出量について、集計、公表等を行う作業コストが発生する。
その他の社会的費用	特に発生しない。

7. 規制の便益

三ふっ化窒素の排出量を排出者自らが算定、報告することは、排出者が主体的に三ふっ化窒素の排出削減に取り組む第一歩であり、排出削減のための P D C A サイクルを確立することの基盤となる。

行政機関が一覧性をもって当該排出量を公表することにより、事業者全般の自主的取組の促進へのインセンティブ・気運を高めることに繋がる。

これまで温室効果ガスの種類に含まれていなかった三ふっ化窒素を温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度においてカバーすることにより、地球温暖化対策の推進に繋がる。

8. 政策評価の結果

今回の改正案では、三ふっ化窒素を排出する事業活動として、三ふっ化窒素の製造及び半導体素子等の製造等を定めているが、三ふっ化窒素の製造に伴う排出量は、関連事業者が把握している製造量に一定の排出係数を乗じる簡易な算定方法により得られるものであり、半導体素子等の製造等に伴う排出量は、既に算定、報告の対象となっているパーフルオロカーボン、ハイドロフルオロカーボン、六ふっ化硫黄を排出する事業活動でもあるため、関連事業者にとって追加的な作業コストが発生するものの、過度な負担とはならないと考えられる。

一方、これまで温室効果ガスの種類に含まれていなかった三ふっ化窒素について、排出者が主体的に排出削減に取り組む契機となり、事業者全般の自主的取組の促進へのインセンティブ・気運を高めることに繋がるという便益が見込まれる。また、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度は、我が国の地球温暖化対策の一つとして根付いているものであり、法改正との整合性を保つために政令の規定を改正し、制度が形骸化、陳腐化することを避けることは、地球温暖化対策の推進に繋がる。

このため、今回の改正案は妥当なものと考えている。

9. 有識者の見解その他の関連事項

特になし。

10. レビューを行う時期又は条件

気候変動に関する国際連合枠組条約締約国会議等における国際的動向、新たな排出実態の追加的な判明等により、必要に応じて検討を行う。